

民法總則講義

改訂版

鈴木祿弥著

鈴木祿弥著

民法總則講義 改訂版

刊行 創文社

鈴木禄弥（すずき・ろくや）

大正 12 年東京生まれ、昭和 22 年東京大学法学部卒業。  
東北大名譽教授。

主要著書：『民法總則講義』、『物權法講義』、『債權法  
講義』、『親族法講義』、『相続法講義』、『物權法の研  
究』、『借地・借家法の研究』 I・II、『親族法・相続  
法の研究』、『物的担保制度の分化』、『物權變動と對  
抗問題』（以上創文社）、『居住權論』（有斐閣）、『抵  
當制度の研究』（一粒社）、『借地法』上・下（青林  
書院）、『根抵當法概説』（新日本法規）。

訳書：ヴィーアッカー『近世私法史』、シュヴァーブ  
『ドイツ家族法』（以上創文社）。

（民法總則講義 改訂版）

著者との申し合せにより検印省略

（暁印刷・徳住製本）

一九九〇年四月三〇日 第二刷発行  
一九九九年三月三〇日 第七刷発行

著者 鈴木 祿弥

発行者 久保井 浩俊

印刷者 東京都文京区関口一四四一  
精治

発行所 株式会社 創文社

〒110-0003  
東京都千代田区麹町二一六一七  
電話 〇三三二六三七一〇一  
振替 〇〇一二〇〇九二四七二

ISBN4-423-73048-0

Printed in Japan

## 改訂版について

初版刊行以降まだ五年余しか経過していないが、著者の意にそまない個所が少なからず発見されたので、ここに本書を改訂することにした。

ほとんどすべての個所につき、説明の順序・方法・文章・語句をなんらかの形で修正したが、とくに以下に掲げる個所については、大幅の加除ないし修正を加えた。

無能力制度が未成年者の不利益に働く場合（一二五）、禁治産制度の実際的機能（八三）、準禁治産者が締結した契約の相手方の催告権（〇四）、意思能力と行為能力との関係（一四）、意思無能力を理由とする無効（一四三）、組合員の地位の譲渡（二〇六）、組合の法主体性（〇一）、公益社団法人の登記（二二四）、法人の目的の範囲（二九）、法人の不法行為責任（〇三）、権利能力なき社団名義での活動（二三）、主務官庁の認可のない設立中の財團法人（二五）、社団法人か財団法人か（二六）、自然人でない者の権利能力（二六）、法律行為についての序（三〇）、契約の解釈（三〇四）、取立目的の債権譲渡と虚偽表示（二七）、錯誤無効の要件（三三）、詐欺・強迫と契約締結上の過失（三四）、取消しうべき契約（三四）、取消しうべき契約の追認（三五）、意思表示の効力発生時点（三六）、意思表示の受領能力（三六）、能動代理と受働代理（四〇）、白紙委任状（四〇）、単独行為の無権代理（四三）、法人代表（四四四）、信託（四四）、不動産取得時効が問題になる事例の類型（二〇）、占有の承継と取得時効（七〇）、相続と取得時効（八〇）、所有権以外の権利の取得時効（五一）、担保物権の取得時効（五一）、用益物権の消滅時

効（五二）、除斥期間と消滅時効（五二八）、時効制度についての総論（五三二）

本書の原稿の整理や浄書については、葛飾簡易裁判所書記官の中戸希代子さんと東海大学学生小林道子さんに、また改訂版の刊行全般については、創文社社主久保井理津男氏と同社編集部の久保井正顕氏に負うところが大きい。

一九八九年一二月下旬

著者

初版まえがき

一、本書は、東北大学法学院における民法総則（「物」に関する部分は、物権法にゆずり、逆に、「組合」の部分は、債権法から採り込んでいる）の講義（毎週一回通年四単位）をまとめたものである。小活字（ノット組）の部分は、時間の都合上、省略される場合が多い。

二、抽象的な概念規定や要件・効果の羅列を極力避け、具体的な制度のあり方や機能をまず叙述し、定義などは学生自身にあとで自分で構成させるように、努力した。そのため、民法典や従来の教科書の叙述の順番は、かなりこれを変更せざるを得なかつた、もつとも、民法総則というその性質上抽象的ならざるをえない講義部分に、民法の他の部分で私が採つてきたと同じ上述の方法が適合的であつたかについては、あまり自信がない。

三、本書の原稿の整理・浄書については、東北大学学生だった木村弘子嬢の、また、巻末の索引の作成は、東北大学助手山野日章夫君の努力によるものである。また、本書の刊行は、創文社社主久保井理津男氏および同編

集部員久保井正顕氏に負うところが大きい。これらの方々に感謝する。

一九八四年六月上旬

著

者

ま  
え  
が  
き

## 目 次

まえがき

### 第一章 自然人

#### 第一節 権利能力

##### 一 自然人と法人

##### 二 自然人の権利能力の始期

- 1 人の出生 (四)
- 2 胎児の扱い (五)

##### 三 権利能力の終期

- 1 人の死亡 (六)
- 2 死亡の認定 (八)
- 3 失踪宣告 (九)
- 4 不在者の財産の管理 (十三)

六

##### 5 附 住所および居所 (十四)

#### 第二節 意思能力と行為能力

##### 一 権利能力との関係

##### 二 未成年者

- 一 権利能力との関係
- 二 未成年者

一六  
一七

目 次

五

1 行為無能力者としての未成年者 (二七)	2 成年 (二九)	3 未成年者が締結した契約の取消 (二九)
4 未成年者が締結した契約の取消の限界 (三〇)	5 無能力制度が未成年者の不利益に働く場合 (三〇)	
6 未成年者保護と第三者の利益との調和 (三一)	7 取消の意思表示の相手方 (三五)	
8 未成年者のための法定代理 (三五)	9 未成年者の意思表示受領能力 (三六)	
三 禁治産者 .....		
1 禁治産制度の趣旨 (三七)	2 禁治産宣告の要件 (三八)	3 禁治産宣告の手続 (三九)
4 禁治産宣告の効力 (三九)	5 禁治産宣告の取消 (四一)	6 禁治産制度の実際的機能 (四二)
四 準禁治産者 .....		
1 準禁治産宣告の要件 (四三)	2 準禁治産宣告手続およびその取消手続 (四四)	3 準禁治産宣告の効力 (四五)
五 意思無能力制度の総論 .....		
1 意思無能力制度の趣旨 (四七)	2 行為無能力制度との関係 (四八)	
第二章 法 人 .....		
第一節 組 合 .....		
一 組合の成立 .....		
1 組合契約 (五五)	2 組合結成の合意の性質 (五六)	
二 組合の財産 .....		

1 組合財産の帰属 (五)	2 組合債務の引当 (六)	
<b>三 組合の業務執行</b> .....		
1 対内的業務執行と組合代理 (六)	2 対内的業務執行 (六)	3 組合代表 (六)
4 業務執行者の不法行為と組合の責任 (六)		
<b>四 組合員の変動と組合の解散</b> .....		
1 組合員の脱退 (五)	2 組合員の加入 (六)	3 組合員の地位の譲渡 (六)
4 組合員の債権者による権利の実現 (七)		
5 組合の解散 (六)		
<b>五 組合の法主体性</b> .....		
<b>第二節 公益社団法人</b> .....		
一 序 説.....		
二 公益社団法人の設立 .....		
1 公益性の存在 (七)	2 団体設立の合意 (七)	3 定款の作成 (七)
4 主務官庁の許可 (七)		
5 公益社団法人の登記 (七)		
<b>三 公益社団法人成立の効果</b> .....		
1 財産の帰属 (七)	2 債務についての責任 (七)	3 公益社団法人の権利能力の範囲 (七)
<b>四 公益社団法人の業務執行および不法行為</b> .....		
1 内部的業務執行 (七)	2 法人代理 (七)	3 法人の不法行為責任 (七)

五 社員の変動および公益社団法人の解散 ..... 80

- 1 社員の変動 (六〇) 2 公益社団法人の解散 (六〇)

六 権利能力なき社団 ..... 81

- 1 団体名義での活動 (六三) 2 団体自体への財産帰属 (六〇)

- 3 団体の債務についての各構成員の責任 (六五) 4 権利能力なき社団の内部関係 (六七)

七 組合と社団 ..... 82

- 1 区別の意味 (六) 2 団体一般の内部関係 (六)

第三節 公益財団法人

一 序 説 ..... 83

二 公益財団法人の設立 ..... 84

- 1 公益目的の存在 (五〇) 2 出捐者の意思表示 (五一) 3 書面の作成 (五二)  
4 主務官庁の許可 (五三)

三 公益財団法人成立の効果 ..... 85

- 1 財産の帰属 (五三) 2 債務についての責任 (五六) 3 公益財団法人の権利能力の範囲 (五三)

四 公益財団法人の業務執行および不法行為 ..... 86

- 1 対内的業務執行 (五四) 2 対外的業務執行 (五四) 3 不法行為 (五四)

五 公益財団法人の解散 ..... 87

## 六 権利能力なき財團

七

- 1 権利能力なき財團であるための要件 (五章)
- 2 財團名義での活動 (六章)

- 3 財團自体への財産の帰属 (七章)
- 4 財團の債務についての関係者の責任 (七章)

## 七 信託財産および目的財產

七

- 1 公益信託 (八章)
- 2 信託一般 (九章)
- 3 目的財產 (一〇〇)

## 第四節 法人一般について

一〇一

### 一 法人の種類

一〇二

- 1 社團法人と財團法人 (一〇三)
- 2 公益法人と當利法人 (一〇三)
- 3 擬制的法人 (一〇四)

### 二 法人理論

一〇四

### 三 法人格否認の理論

一〇五

- 1 法人制度の濫用 (一〇五)
- 2 有限責任性の否定 (一〇七)

### 四 自然人でない者の権利能力

一〇七

## 第三章 法律行為ないし契約

### 第一節 序 説

一一一

- 一 契約による権利・義務の変動

一一一

- 二 契約の成立要件と有効要件

一一一

1 契約の成立要件 (111)	2 契約の効力阻却要件 (113)
三 契約の解釈 ..... 114	
1 契約解釈の性質 (114)	2 契約解釈の基準 (115)
第二節 内容を理由とする契約の無効 ..... 117	
一 内容の確定不能 ..... 117	
二 内容の実現不能 ..... 118	
三 強行法規違反 ..... 119	
1 強行法規と任意法規 (119)	2 効力規定と取締規定 (110)
3 脱法行為 (111)	
四 公序良俗違反 ..... 121	
1 公序良俗違反という概念 (111)	2 公序良俗違反の例 (113)
3 総合的判断の必要 (114)	
第三節 表示と表示者の真の意図との関係 ..... 127	
一 序 説 ..... 127	
二 心裡留保 ..... 128	
1 原則としての契約有効 (128)	2 例外としての契約無効 (129)
3 善意の第三者との関係 (129)	
三 虚偽表示 ..... 135	
1 この制度の意義 (135)	2 九四条二項適用のための条件 (131)
3 九四条二項の類推適用による取引安全の保護 (134)	4 心裡留保との関係 (137)

## 四 錯 誤

一三八

- 1 意思欠缺と動機の錯謬（三五） 2 錯謬無効の要件（四一）

- 3 錯謬無効の主張者（四三） 4 錯謬無効の効果（四四）

## 五 詐欺・強迫

一四七

- 1 瑕疵ある意思表示（四五） 2 詐欺を理由とする取消の要件（四六）

- 3 強迫を理由とする取消の要件（四八） 4 詐欺・強迫を理由とする取消の当事者間での効果（四九）

- 5 詐欺・強迫を理由とする取消の対第三者効（五〇）

## 第四節 契約の無効と取消

一四五

- 一 典型的な契約無効と典型的な取消しうべき契約との相違

- 1 無効（五五） 2 取消（五六）

## 二 程度の差としての無効と取消

一五五

- 1 効力を否認しうる者の範囲（五五） 2 効力否認の効果を受ける者の範囲（五六）

- 3 追認（五五） 4 効力否認の期間制限（五七） 5 無効・取消の効果（五八）

## 第五節 法律要件一般について

一五六

### 一 法律行為一般について

一五六

- 1 契約・単独行為・合同行為（五六） 2 法律行為（契約）のその他の分類（五七）

- 3 民法以外の領域での法律行為論（五八）

二 意思表示

一四

- 1 法律行為と意思表示 (一五)  
2 意思表示の構造 (一六)

- 3 意思表示の効力発生時点 (一七)  
4 意思表示の受領能力 (一九)

三 法律要件

一〇

- 1 法律要件の分類 (一九)  
2 法律行為と準法律行為 (二一)

四 条件および期限

一七

- 1 序説 (二二)  
2 条件 (二三)  
3 期限 (二五)  
4 期間 (二三)

第四章 代理

一八

第一節 総 説

一九

第二節 代理権

二〇

一 序 説

二一

- 1 代理権とは (二二)  
2 本人・代理人間の関係 (二三)

二 代理権の種類と代理制度の意義

二二

- 1 法定代理権と任意代理権 (二四)  
2 能働代理と受働代理 (二五)

三 代理権の発生と消滅

二三

- 1 代理権の発生 (二六)  
2 代理権の消滅 (二七)

## 四 代理権の範囲

一四七

- 1 序説 (一四七) 2 自己契約ないし双方代理の禁止 (一四八)

- 3 共同代理の場合の代理権の制限 (一四九) 4 代理権の濫用 (一五〇)

## 五 復代理人とその代理権

一五七

- 1 復代理権の授与 (一五一) 2 復代理関係の成立の効果 (一五二) 3 復代理に類似した諸種の場合 (一五三)

## 第三節 代理行為

一〇〇

### 一 顕名主義

一一一

- 1 本人のためになすことを示さない行為 (一〇一) 2 顕名の方法 (一〇二)

### 二 代理行為における意思の欠缺および瑕疵

一一〇

- 1 代理人の態様の影響 (一〇三) 2 本人の態様の影響 (一〇四)

### 三 代理人の行為能力

一一五

- 1 任意代理人の行為能力 (一〇五) 2 法定代理人の行為能力 (一〇六)

## 第四節 代理行為の効力

一二六

### 一 有権代理

一二六

- 1 本人・相手方間の効果 (一二七) 2 代理人・相手方間の効果 (一二八) 3 代理人・本人間の効果 (一二九)

### 二 狹義の無権代理

一二八

- 1 狹義の無権代理の効果 (一二九) 2 無権代理状態からの推移 (一二〇) 3 単独行為の無権代理 (一二一)

三 表見代理 .....

二二六

- 1 序説 (二〇) 2 代理権授与の表示による表見代理 (二一〇) 3 代理権越の表見代理 (二一五)  
4 代理権消滅後の表見代理 (二一四) 5 各類型の接合による表見代理 (二一五) 6 表見代理の効果 (二一六)

第五節 代理に類似した諸概念 .....

二二八

- 一 法人代表 .....

二二九

- 二 第三者のための契約 .....

二三〇

- 三 間接代理と授權 .....

二三一

- 1 間接代理 (二三一) 2 授權 (二三〇)

四 信 託 .....

二三二

五 使 者 .....

二三三

第五章 時 効 .....

二三七

第一節 序 説 .....

二三八

第二節 取得時効 .....

二三九

- 一 不動産取得時効が問題になる事例の類型 .....

二四〇

- 一 取得時効の要件 .....

二四一

- 1 時効取得の対象 (二四〇) 2 時効取得の要件としての占有 (二四一)

二四二

3 時効取得の要件としての時の経過 (二四三) 4 時効の援用 (三四三)

### 三 不動産の取得時効の効果

1 所有権の取得 (三四七) 2 取得時効と登記との関係 (三四八)

### 四 取得時効の生ずる各種の類型

1 動産所有権の取得時効 (五五) 2 所有権以外の権利の取得時効 (五六)

### 第三節 消滅時効

#### 一 債権消滅時効の要件

1 消滅時効の起算点 (五六五) 2 債権の消滅時効期間 (五六九) 3 消滅時効の援用 (五六三)

#### 二 債権消滅時効の効果

#### 三 債権以外の権利の消滅時効

1 用益物権の消滅時効 (五六三) 2 担保物権の消滅時効 (五六四) 3 無体財産権の消滅時効 (五六五)  
4 所有权と消滅時効 (五六五) 5 判決等によって確定された権利の消滅時効 (五六五)

### 四 除斥期間と消滅時効

1 除斥期間とはなにか (五六六) 2 消滅時効か除斥期間か (五六七)

### 第四節 時効制度についての総論

#### 一 時効の援用と時効利益の放棄・喪失

1 援用についての法的構成 (三七二) 2 援用権者 (三七三) 3 援用の方法 (三七五) 4 援用の撤回 (三七五)